

議案第13号

行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例

行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
13号	1

行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(守谷市部設置条例の一部改正)

第1条 守谷市部設置条例(平成2年守谷町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 健幸福祉部

第1条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども未来部

第2条第4号を次のように改める。

(4) 健幸福祉部

ア 保健衛生に関すること。

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 国民年金に関すること。

エ 社会福祉に関すること。

オ 高齢者医療に関すること。

カ 介護保険に関すること。

キ 高齢者福祉に関すること。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども未来部

ア 児童福祉に関すること。

(守谷市保健福祉審議会条例の一部改正)

第2条 守谷市保健福祉審議会条例(平成10年守谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

(守谷市保育所等利用調整委員会設置条例の一部改正)

第3条 守谷市保育所等利用調整委員会設置条例(平成11年守谷町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) こども未来部長

(守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例(平成12年守谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

(守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例の一部改正)

第5条 守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例(平成21年守谷市条例第30号)の一部を次のように改正する。

議案	頁数
13号	2

第8条中「保健福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案	頁数
13号	3

提案理由（議案第13号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行政組織の変更により、保健福祉部を健幸福祉部及びこども未来部に分割することに伴い、関係条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
13号	4

守谷市部設置条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により，市長の権限に属する事務を分掌させるため，次の部（公室を含む。以下同じ。）を置く。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p><u>（4）健幸福祉部</u></p> <p><u>（5）こども未来部</u></p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部の事務分掌は，次のとおりとする。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p><u>（4）健幸福祉部</u></p> <p>ア <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>イ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>ウ <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>エ <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>オ <u>高齢者医療に関すること。</u></p> <p>カ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>キ <u>高齢者福祉に関すること。</u></p>	<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により，市長の権限に属する事務を分掌させるため，次の部（公室を含む。以下同じ。）を置く。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p><u>（4）保健福祉部</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部の事務分掌は，次のとおりとする。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p><u>（4）保健福祉部</u></p> <p>ア <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>イ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>ウ <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>エ <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>オ <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>カ <u>高齢者医療に関すること。</u></p> <p>キ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>ク <u>高齢者福祉に関すること。</u></p>

13号	議案
5	页数

参考資料

(5) こども未来部

ア 児童福祉に関すること。

(新設)

(6) (略)

(5) (略)

13号	議案
6	页数

守谷市保健福祉審議会条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
（庶務） 第8条 審議会の庶務は、 <u>健幸福祉部</u> 社会福祉課において処理する。	（庶務） 第8条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> 社会福祉課において処理する。

議案	13号
13号	7

守谷市保育所等利用調整委員会設置条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>（委員） 第3条（略） 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、市長が任命し、又は委嘱する。 （1）（略） <u>（2）こども未来部長</u> （3）から（5）まで（略）</p>	<p>（委員） 第3条（略） 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、市長が任命し、又は委嘱する。 （1）（略） <u>（2）保健福祉部長</u> （3）から（5）まで（略）</p>

議案 13号	頁数 8
-----------	---------

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正	現 行
<p>（管理及び管理の委託）</p> <p>第4条 げんき館は、<u>健幸福祉部</u>の所管とする。ただし、市長は、げんき館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、管理を社会福祉法人守谷市社会福祉協議会に委託することができる。</p>	<p>（管理及び管理の委託）</p> <p>第4条 げんき館は、<u>保健福祉部</u>の所管とする。ただし、市長は、げんき館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、管理を社会福祉法人守谷市社会福祉協議会に委託することができる。</p>

議案	13号
13号	9
9	頁数

守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
<p>（庶務） 第8条 審査会の庶務は、<u>健幸福祉部</u>介護福祉課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第8条 審査会の庶務は、<u>保健福祉部</u>介護福祉課において処理する。</p>

議 案	13号
頁 数	10